

福岡医発第828号(地)
平成17年 7月29日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



苅田町乳幼児医療制度の拡大について

苅田町では、町独自の少子化対策の一環として、平成17年10月1日診療分から、入院外の医療費の助成対象を「3歳到達月末まで」から「小学校就学前（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）まで」に拡大する旨、苅田町役場より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、この制度の実施方法は、現物支給方式とし、従来の福岡県の制度と同じ取扱いです。

記

※苅田町乳幼児医療費助成制度対象年齢枠拡大の概要

1. 実施時期 平成17年10月1日診療分から
2. 対 象 者
3歳到達月末から就学前（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）
3. 実施方法
福岡県乳幼児医療費助成と同じ、現物支給方式（初診料・往診料などの自己負担額を除く）。

※問い合わせ先

苅田町役場健康福祉課国保医療係
TEL 093-434-1848

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂・友清





17 苅健第1502号

平成17年7月 8日

福岡県医師会 様

苅田町長 伊塚



苅田町乳幼児医療制度の拡大について

暑気日ごとに加わります折から、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より苅田町の保健医療行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、苅田町におきましては、町独自の少子化対策の一環として、保護者の経済的負担を軽減するため、平成17年10月1日より、乳幼児医療費支給制度の「入院外」について、現行の「3歳の到達月末」から、「6歳に達する日以後最初の3月31日（就学前）まで」拡大することになりました。（「入院」は「6歳に達する日以後最初の3月31日（就学前）まで」で従来どおりです。）

制度の拡大部分につきましては、福岡県国民健康保険団体連合会と協議を進めています。従来どおり、医療費は、初診料・往診料などの自己負担額を除き現物給付方式で、レセプトは、福岡県国民健康保険団体連合会へ送って頂きますようお願い申し上げます。あわせて、会員の皆様への周知並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（問い合わせ先）

苅田町役場 健康福祉課 国保医療係

〒800-0392 京都郡苅田町富久町1丁目19-1

TEL 093-434-1848

